

【研究論文】

米国の動産リース会計導入の背景に関する考察

— 米国でのリース産業の形成とリース会計の導入 —

小 南 和 雄

(元 NEC)

【要 旨】

第二次大戦後、米国経済は、軍需を中心とした設備投資の過剰の解消と旺盛な消費需要に応じるため平和産業への新たな設備投資を行うことが急務となった。

当時は、金融引き締め政策がとられていたために証券市場や投資信託等の機関投資家の資金に頼ることが難しく、各企業は資金調達に支障をきたしていた。

この背景から、自己資金や借入金に頼ることなく機械・設備を導入する手段として資金を供給し、非現実的な減価償却方法を企業経営の立場から現実的なものに転換する新しい金融手段として以下を骨子とする動産リースが登場した。

- ・リース資産をレシーの財務諸表に計上しないこと（オフ・バランス化）を通じた資産利益率向上により国際競争力を高める。
- ・賃貸することにより企業の資金の流動性を高める。
- ・機械・設備が陳腐化または消耗化してしまう前に投下資本の回収を可能にすることにより企業の合理化・近代化をおこなう。

本稿は、米国で動産リースが生まれた当時の産業の状況と動産リースの歴史をたどりながら、現行のリース会計基準の母体となった APB 意見書第 5 号導入の背景について述べた上、それが現行基準見直しにつながっている要因を明らかにしたものである。

はじめに

リース会計基準は、これまでの「リスクと経済価値アプローチ」から「資産と負債アプローチ」による現行基準見直しへと大きくきりかわろうとしている。

本論は、米国でのリースの立上げと設備投資へのリース活用を行った当時の産業の置かれていた状況に大きくかかわっていたと認識している。

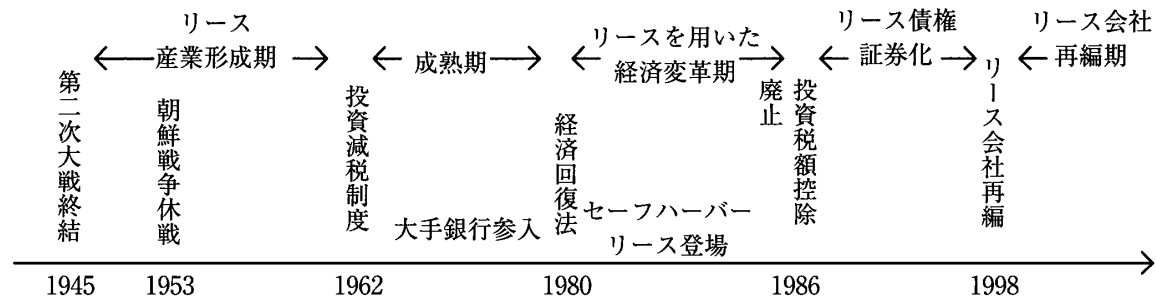
第二次大戦後、米国で生まれた動産リースの歴史をたどりながら、リースがどのような必要性から生まれ形成されていったか、その過程で現行の

会計基準の母体がどのようにしてできてきたのか、会計基準確立までのリース会計問題はどのようなものであったのか、そして、それがどう現行基準見直しへとつながっているのかという、米国の動産リース会計導入の背景について詰めて行きたい。

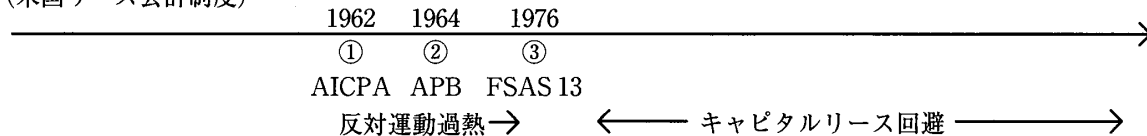
次頁において「米国でのリース産業の発展とリース会計」を時系列で示しているが、本稿は、「米国でのリース産業形成期と現行リース会計基準の母体となる APB 意見書第 5 号の形成とその当時の会計問題」を取り扱う。

米国でのリース産業の発展とリース会計

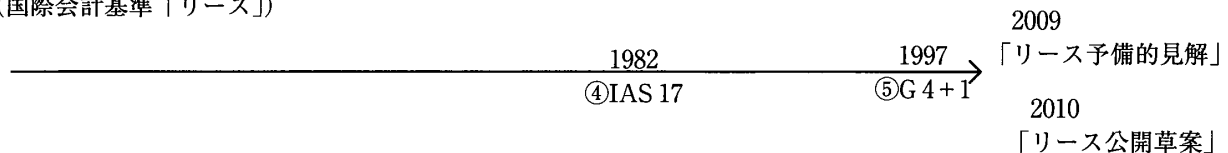
(リース産業の発展)



(米国リース会計制度)



(国際会計基準「リース」)



- (注) ①AICPA: AICPAは、研究項目の一つにリース会計を含めることを提案。
 ②APB: APB意見書第5号、リース会計基準の母体となる意見書を公開。
 ③FSAS 13: 現行の会計基準「資産の所有に伴う便益とリスクを実質的に移転するリース」。
 ④IAS 17: 現行の国際会計基準「リース」、FSAS 13と実質的に同じ。
 ⑤G 4+1: 概念フレームワークに基づいたリース資産・負債の計上。

1. 動産リースの創設

(1) 「リース」という言葉

「リース」という言葉は、賃貸借契約を意味する概念で、この概念は遠く古代ローマ帝国にまでさかのぼることができる⁽¹⁾。

(2) 今日知見されている機械・設備リースの端緒

今日知見されている機械・設備リースの端緒は、南北戦争(1861年～1865年)当時、ユナイテッド・シュエ・マシナリー社が、製靴機械を賃貸したのが最初だとされている。当初のリースの第一義的な意味は、貸主と借主との関係に永続性を持たせることに重点が置かれていた。

この形態は、やがてIBM等の事務機器の分野

に持ち込まれ、自己保有よりも有利な方法として、リースは関心を持たれるようになっていくことになる⁽²⁾。

(3) 買い取りと賃借りの違い⁽³⁾

企業が設備を調達する方法は、「買い取り」と、「賃借り」の二つがある。

実際の商取引ではさまざまな形態があったが、当時、その主なものは次の通りである。

「買い取り」…… 現金購入、割賦購入、動産信託等

「賃借り」…… リース、レンタル、チャーター等

① 割賦購入

割賦購入は買い取りするための単なる資金の肩代わりを求めたものであり、経理面でも、資産に

計上し償却しなければならない。償却期間は、法定耐用年数に従うため、当時は、相当長期間であった。また、割賦期間は通常資金の肩代わり期間である3年以内が通例であった。

リースの場合には、ユーザーの使用期間が通例であり、5年程度で賃貸できる。

割賦は、自己所有であるので、ユーザーの財務比率を悪化させ、そのほか、自己所有に伴うすべての管理を負担しなければならない。リースの場合は、物件の所有者がリース会社であるため使用者にはこのような煩雑さがないのが大きな違いである。

② リース

リースは、「土地、建物及び設備等の有形財産の使用権を、一定の対価の支払いを条件に一定の期間にわたって譲渡する約束」と説明される。リースは、リース会社がユーザーに対して、物件を有償で使用収益させる形態をとっているが、その本質は、購入資金を、直接貸し付ける代わりに、対象物件をリース会社が購入して、その使用権のみをユーザーに提供するという機能である。

③ レンタル

レンタルは、「短期間の賃貸借のことで、使用期間は通常1年を超えない。」と説明され、長期の賃貸借である「リース」と区別される。レンタルの場合は、貸主は汎用性のある物件を在庫として相当量保管し、大量の在庫物件の汎用度、使用可能期間、稼働率等を勘案し、投下資本をどの程度で回収するかを判断し、レンタル料を決める。

リースの場合は、対象物件の使用年数で契約し、その期間内に、投下資金に金利等必要経費を足したものを分割して回収するため、在庫や在庫に伴う維持・管理費は含まれない。

2. 1950年代の経済界でのリースの採用と財務的メリット

(1) 1950年代の企業の設備投資でリースが採られていった理由⁽⁴⁾

第二次大戦後、米国経済は、軍需を中心とした設備投資の過剰の解消と旺盛な消費需要に応じるため平和産業への新たな設備投資を行うという、跛行状態の打破と軍需産業から平時産業への切り替えとそれに伴う新規投資を行うことが急務となった。

当時の米国は、金融引き締め政策がとられていたために長期資金の供給源として発達した証券市場や投資信託等の機関投資家の資金に頼ることが難しく、各企業は資金調達に支障をきたしていた。

企業の状況は、設備投資の過剰と人件費の高騰から企業収益が低下し、その半面では国際競争を強いられて、コストダウンを行うことが課題であった。また、当時の償却制度は、現実の使用期間とかなり隔たった長期の法定耐用年数を定めていたため、減価償却による資金の回収が遅れ、新規投資は企業にとって大きな負担となっていた。

これらの事情を背景に、自己資金や借入金に頼ることなく機械・設備を導入する手段として資金を供給し、非現実的な減価償却方法を企業経営の立場から現実的なものに転換する新しい金融手段としてリースが登場した。

すなわち、①リース資産を財務諸表に計上しないことを通じた資産利益率向上により国際競争力を高める。②賃貸することにより企業の資金の流動性を高める。③機械・設備が陳腐化または消耗化してしまう前に投下資本の回収を可能にすることにより企業の合理化・近代化をおこなう。これらを可能にするものとして、長期賃貸借を骨子とするリースは登場したのである。

(2) 専門リース会社の創設⁽⁵⁾

これは US リーシング社が設立された動機によく反映されている。

同社は小さな食料品加工工場を経営していたが、老朽化したリフト付きトラックを更新する資金がありませんでした。そこで月額 \$125 で代替物を賃借りすることを思いつき、この体験からリース会社を設立するアイデアをつかみ、ローゼンバーグ商会の役員に打ち明けた。同商会も 50 万ドル相当の新しい設備を導入したい意向を持っていたが、そのために自分の金は使いたくありませんでした。彼らは、協力者を得て、自分たちの案をアメリカ銀行に持ち込み、銀行から、ローゼンバーグ商会に賃貸する機械の購入資金として 50 万ドル相当の融資枠をとりつけることに成功した。

こうして、1952 年に最初の専門リース会社である US リーシング社が生まれた。

1950 年頃から、専門リース会社が生まれ、新たな手段として産業界で注目されるようになっていったのである。

こうした時代背景と企業の経済的要請、それを可能にする手段の発展によりリースは急速に成長していったのである。

(3) 最初のリースの基本的特徴と財務的メリット

① 金融手段としてのリース⁽⁶⁾

リースは一定量の資金を調達するという点では、ユーザーにとって、他の金融手段と大きな差異はない。

しかし、銀行等既存金融機関は、融資時、相手先の過去の業績と現在の財務内容を調査した上でその将来性を見定めるため、急成長企業より安定企業を好んだ。これに対して、リース会社は、リースの機能が企業に将来の成長力を与える作用をするため、安定性よりも成長性を重視するという特

性がある。ユーザー側も、機械・設備の陳腐化を防ぐことを重視し、競争の激しい成長力の強い産業分野のものが多く、直接的な資金の貸付よりもリースという形態の設備調達を歓迎した。米国において設備投資刺激のための政策手段としてリースが組み込まれた理由である。

② 資金の流動性の確保手段としてのリース⁽⁷⁾

企業の設備投資時には、多額の自己資金又は資金枠を一時的に支出するため、資金が凍結、固定化されてしまう。しかし、リースを利用すると、その機械・設備の購入にはリース会社の資金が利用され、ユーザーは購入代金に比べてきわめて少額のリース料を支払っていけばよいわけである。本来、固定化されるべき資金を流動化したまま保有できるので、物件に相当する外部資金が導入されたのと同じく、使用可能総資本が増加する。

リースを利用して運転資金を社内に留保し、その資金をより頻繁に回転させれば、投下資本からより多くの利益を生み出すことができ、企業の収益性を高めることができる。

しかも、リースを用いると金融機関からの借入枠をそれだけ減らさずにすみ、その余裕のできた借入枠を他の用途に確保できる。この利点は特に、金融引締めの際に大きな効果が表れる。借入によると企業は借入枠を圧迫させ、財務面でも負債が増加することになる。

③ 資金繰りの面からみたリースの経済性⁽⁸⁾

リースの場合と現金購入の場合とで資金流出の変化をみると、現金購入は当初の資金負担が大きく、2 年目から減価償却による資金が還元されるが、各年累計の流出資金量は購入初期の一次支払のため、4 年目まではリースよりも多くなっている。リースは均等のリース料支払によって資金流出が漸増するので、リース期間初めの時点で利用可能な資金量（留保資金）が多く、徐々に資金負

担がかかっていくことになる。

資金はその量の大小よりも、どの時点で使用するかというタイミングのほうが、企業経営の立場からはより重要であり、リースの場合、初期に資金流出量が現金購入に比べて少なく、リース契約期間の終わりになって初めて流出資金の累計額が現金購入の場合に近くなる。

さらに、この留保資金を収益につながるよう回転させれば、利益への貢献がさらに果たせると考えられる。

④ リース料の特質と陳腐化・インフレへの対応⁽⁹⁾

US リーシング社の R・L・テビス氏は、その著書『リース金融の機能』で、リースの基本機能として以下の4つをあげている。

- ・資金の内部留保を高める。
- ・企業の借入能力を高める。
- ・機械・設備の陳腐化のリスクを最小限に食い止める。
- ・インフレヘッジとして働く。

3 番目「陳腐化のリスクを最小限に食い止める」点について同氏は次のように述べている。

「設備を購入して比較的長期にわたり減価償却していく場合、設備が償却年限の終わる前に陳腐化しても、更新は容易ではない。しかし、リースの当初契約期間は、減価償却の目的で決められた耐用年数よりも短いので、ユーザーはより大きな更新の融通性を持っており、減価償却の期間に束縛されることはない。設備の経済的価値がいつ低下しようとも、追加投資することなしに新しい設備を入手することができる。多くの場合、賃借料の増大を招かずに、使用済みの設備を更新することができる」。

次に4番目のインフレヘッジについては、次の

ように述べている。

「リースは物価騰貴の衝撃を和らげる力がある。物価騰貴が進行するので、リース料支払の正味コストはたえまなく減っている。仮に8年契約のリースが毎月100ドルのリース料で1963年から始められたとすれば、68年末における正味コストは物価騰貴のため87ドルを下回ることになる。このような契約期間の長いリースは、その支払をドル価値が現在よりより下回ると見込まれる将来まで据え置くこととなる。リースは部分的に物価騰貴が与える悪影響を差し引くことになる」。

次に、この時期会計基準はどうであったのか見て行くことにする。

3. リース産業形成期のリース会計

(APB 意見書第5号公表時のリース会計)

リース産業形成期は米国の会計制度の基盤が形成・確立された時期でもあり、多くの会計基準が議論されており、この中にリース会計基準をめぐる熱い議論が含まれています。

広くリース会計基準に影響を与えたと思われる事象も含めてみる。

① AICPA (米国公認会計士協会) からの提案

AICPA より会計調査公報第38号により「レッシーの財務諸表における長期リースの開示」が1949年に提案されたが、オフバランスがリース会計の主流で、議論の対象になった程度であった⁽¹⁰⁾。

② 1959 年、APB の発足

当時、会計処理に多くの選択可能性を許しているため、会計原則が確立しないとのスペイシク氏

(アーサー・アンダーセン)は強く AICPA を批判した。批判に応え、公認会計士協会の幹部であるビッグ・エイト会計事務所は、彼らの代表から成る APB (Accounting Principles Board) を 1959 年に創設した。APB は、「多くの選択可能な処理を許していることを止め」、「会計実務の相違を狭め」、「彼らのクライアントの会計処理を従わせる」責任を負って登場した⁽¹¹⁾。

③ AICPA によるリース会計の重要性の認識の提案

1962 年、AICPA は、リース会計の重要性を認識し、「会計調査研究第 4 号 (財務諸表におけるリースの報告)」を発表し、AICPA 会計調査部門の五大研究事項の 1 つにリース会計を含めることを提案し、APB でのリースの議論は開始された⁽¹²⁾。

④ APB 意見書第 5 号「レシーの財務諸表におけるリースの報告」の公表

1964 年、APB は意見書第 5 号を公表した。これは、現行のリース会計基準の母体となるものであった⁽¹³⁾。

しかし、ほとんどのレシーがそのコストを資産化しなかった。リース産業はこの基準に反対した⁽¹⁴⁾。

なお、APB は、1964 年から 1973 年までの 10 年間に次の 4 つの意見書を発表している⁽¹⁵⁾。

- ・ APB 意見書第 5 号：レシーの財務諸表におけるリースの報告
- ・ APB 意見書第 7 号：レッサーの財務諸表におけるリースの会計処理
- ・ APB 意見書第 27 号：製造業者または販売業者レッサーでのリース取引の会計処理
- ・ APB 意見書第 31 号：レシーによるリース契約義務の開示

小 括

以上、リースは、当初、オフバランススキームとして登場した。1949 年に AICPA が「レシーの財務諸表における長期リースの開示」を発表した。会計議論を公式に継続させる機関がなかったことも読み取れる。多くの会計処理はビッグエイトがばらばらに処理を行っていた。これら会計処理の統一化を目指す APB がビッグエイトの手弁当の組織としてできたときは、リースを多くの企業が採用してしばらくのちのことであった。1962 年、政府がリースを投資刺激策の重要な柱として取り上げるとき、リースの会計基準統一の議論が起こったことになる。

リース産業界はリース基準の強化に反対していたことも読み取れる。

次に、最初にできたリース会計基準である APB 意見書第 5 号について見てみたい。

4. APB 意見書第 5 号について

(1) APB 意見書第 5 号の基本概念とリース産業界からの反発

① APB 意見書第 5 号の基本概念

1964 年に出された APB 意見書第 5 号「レシーの財務諸表におけるリースの報告」の基本概念は、実質的に資産の割賦購入であることが明らかなリースについての資産計上を要求している⁽¹⁶⁾。

② APB 意見書第 5 号に対するリース産業界からの反発

これに対してリース産業界によって主張された点は、長期投資資産をリースによって調達することは、社債を発行して資産を購入する場合と異なり、対象となる資産とそれに対応する負債をレシーの財務諸表に載せるべきではないというものであった。かくて有名な 'off-balance sheet financing' (オフ・バランス) という言葉が生ま

れた。

リース産業界は自分たちの利益を守るため、リースを用いる企業に不利になる会計基準を作らせないように、APB に対して強力なロビー活動を展開していった⁽¹⁷⁾。

(2) APB 意見書第 5 号の問題点について

① オフ・バランス状態の長期間の継続

リースは、「契約の持つ機能の時間購入」という概念であり、対象となる資産とそれに対応する負債はレッサー（貸し手）の財務諸表に載せ、レシー（借り手）はそれを借りるのであるから、「自己の資産ではなく、対象となる資産とそれに対応する負債をレシーの財務諸表に載せる必要はない」ことを前提として生まれている。

リーススキームの持つ特質のうち、「資産利益率向上により国際競争力を高められる」、「賃貸により企業の資金の流動性を高められる」点は、オフ・バランスが前提となっている。オフ・バランスが当時のリース会計の主流であった。

1964 年に出された APB 意見書は、それまでの常識を覆すものとして受け取られている⁽¹⁸⁾。その時には、リース産業界はこの意見書を自分たちの利益を奪うものという位置づけで捉え、自分たちの利益を守ろうとして、リースを用いる企業に不利になる会計基準を作らせないように APB に対して強力なロビー活動を展開している⁽¹⁹⁾。

リース会計基準の必要性を認めながら、これを会計基準として統一できず、結果的に 20 年間も経過したことが今日の議論にまで混乱させた最も大きな問題点のひとつではないか。

② 「割賦購入の概念」の導入に伴う問題点

リースはいわば「契約の持つ機能の時間購入」であって、所有権の購入とは異なる。「実質的に割賦購入」とは所有権の購入になるため、リースはこれとは異なるものであるというのが一般の見

方であった。

リースという概念を正しく理解していないと捉えられ、反論を招くもととなったと思われる（後に作成された現行の FSAS 13 ではこの概念を使用しないこととなり、「資産の所有に伴う便益とリスクのすべてを実質的に移転する」という表現となっている⁽²⁰⁾）。

③ オフ・バランスとなる契約とオン・バランスとなる契約

「実質的に資産の割賦購入であることが明らかなリースについてレシーの資産・負債に載せること」とは、「割賦購入であることが明かな契約はレシーの財務諸表に載せる（オン・バランス）」、「明らかなでない契約はオフ・バランスとなる」ことを意味する。

リースの会計基準は議論の最初から「契約はオン・バランスのものとオフ・バランスのものに分かれる」ことを前提としていたことになる。

リースの本質論、すなわちリース契約書に権利・義務が記載されておれば、その権利・義務は、契約履行時に「資産・負債の記録」とすべきかどうかという議論にならなかった。リース資産は会計上では自己の資産であるのか否かを議論するのではなく、どういう条件なら購入した場合と同等になるかという議論であったのである。

④ レシーとレッサーの会計処理の不一致

次の問題は、レシー、レッサーそれぞれにリースの分類を設定したことである。

このことが、後に、同一のリース契約において、レッサーは融資とし、レシーはオン・バランスを回避した賃貸処理する素地を与えることとなったものと考えられる。

この別々規定はのちの SFAS 13 にも実質的には引き継がれ、混乱を招くもととなっていたのである。結果として「レシーとレッサーの会計

処理の一致」というリース会計の重要な目的を達成できないこととなった元がここで作られていることになる。

おわりに

現行のリース会計基準は、1976年に、APBより引き継がれたFASB（Financial Accounting Standard Board）によりSFAS 13として公表されている⁽²¹⁾。

その概念は「資産の所有に伴う便益とリスクのすべてを実質的に移転するリースについて、レシーでは資産の取得及び債務の発生として、レッサーでは売買または金融として会計処理しなければならない」というもので、「リスクと経済価値アプローチ」と呼ばれている。

残念ながら、この基準は守られず、後に何度も改訂され、ついに「資産と負債アプローチ」による現行基準の抜本見直しへと議論は進んで行くのである⁽²²⁾。

米国での現行のSFAS 13号に対する問題の指摘は、基本的に次の3つである⁽²³⁾。

- ① 資産計上すべきリースとそれ以外のリースが区分されているため、レシーでの資産計上を回避するための恣意的な会計処理が行われている。
- ② レシーとレッサーの会計処理が別個に規定されているため、レシーでオフ・バランス処理をとりやすい。
- ③ これら2つの問題は、リースのオフ・バランス処理を許容している現行基準が引き起こしており、リース契約に基づく権利・義務はレシーの資産・負債に認識されるよう基準を改めるべきである。

これら3つの問題は、現行の会計基準の母体となったAPB意見書第5号にすでにあらわれているのがおわかりいただけたのではないかと考える。

また、APB意見書第5号が形成された時期は、リース産業が成熟期に向かう時期で、当時の産業界の意見と圧力が大きく基準書の形成に影を落としていたこともうかがわれる⁽²⁴⁾。1960年代は多数の複合的な合併ができた時代であり、証券市場はより競争的になっていった時代でもあった。この後、会計論争が激しくなり、SECはAPBが会計処理間の相違を狭める役割を果たしていないとAPBへの批判を強めてゆくことになる。産業界の反対活動もさらに活発化し、ついに意見書の施行を続行できなくなり、瓦解し、常勤者からなる会計審議会（FASB）へ会計議論は委ねられることとなる。リース会計の議論についても、リース業界から議員を送り込んでますます過熱してゆく。リース会計基準はこのままFASBへ議論は引き継がれた⁽²⁵⁾。この後については、別途機会を設けたいと思っている。

〈注〉

- (1) 宮内義彦『リースの知識（第8版）』（日経文庫）11頁。
- (2) 同上12頁。
- (3) 同上15-17頁。
- (4) 同上72-74頁。
- (5) 同上14-15頁。
- (6) 同上32-35頁。
- (7) 同上49-50頁。
- (8) 同上51-60頁。
- (9) 同上64-67頁。
- (10) 「米国リース市場と会計基準改定の方角」第17回海外リース産業調査団報告、2001年、社団法人リース事業協会43頁。
- (11) Pr. Stephen A. Zeff「米国会計基準の発展」2004年7月、中国・北京講演、7頁。
- (12) 「米国リース市場と会計基準改定の方角」第17回海外リース産業調査団報告、2001年、社団法人リース事業協会43頁。
- (13) Pr. Stephen A. Zeff「米国会計基準の発展」2004年7月、中国・北京講演、9頁。
- (14) 同上9頁。
- (15) 「米国リース市場と会計基準改定の方角」第17回海外リース産業調査団報告、2001年、社団法人リース事業協会43頁。

- (16) 同上 45 頁。
- (17) Pr. Stephen A. Zeff「米国会計基準の発展」
2004 年 7 月，中国・北京講演，9 頁。
- (18) 同上 9 頁。
- (19) 同上 9 頁。
- (20) 「米国リース市場と会計基準改定の方角」第 17
回海外リース産業調査団報告，2001 年，社団法人
リース事業協会 45 頁。
- (21) 同上 43-50 頁。
- (22) 同上 54-55 頁。
- (23) 同上 55-56 頁。
- (24) 宮内義彦『リースの知識（第 8 版）』（日経文庫）
24 頁。
- (25) Pr. Stephen A. Zeff「米国会計基準の発展」
2004 年 7 月，中国・北京講演，8～10 頁。

参考文献

- 宮内義彦『リースの知識』第 8 版 日本経済新聞社
2001 年 7 月
- ステファン・ゼフ，ライス大学教授『米国会計基準の
発展』ゼフ教授の北京講演 2004 年 7 月
- 『米国リース市場と会計基準改訂の方角』社団法人リー
ス事業協会 2001 年 12 月
- ディスカッションペーパー「リース予備的見解」2009
年 3 月
- 公開草案「リース」2010 年 8 月
- SFAS No. 13 Accounting for Leases 1976 年 11
月
- 井上雅彦『リースの会計・税務』第 1 版 日本経済新
聞社 2005 年 1 月
- 服部 勝『新リース会計基準』第 1 版 税務研究会出
版局 1994 年 10 月